

(整理番号 0612)

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年9月26日(木) 13時30分～16時40分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席2人	使 用 者 代表委員	出席2人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・那須野委員、部会長代理・太田委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」として運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>大幅な物価上昇が続く中、働く者の生活を守るという観点から、特定最低賃金近傍で働く者の賃上げを少しでも行いたい。</p> <p><金額提示></p> <p>①68円引き上げ(労働協約の最低額までの金額、基礎調査結果の賃金分布表による男女格差を是正するため。)</p> <p>②60円引き上げ(地賃50円の上げ幅に加えて、春闘の賃上げの流れを加味したもの)</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p>						

最低賃金を引き上げるだけで労働者の生活がよくなるとは限らない。今年も材料費等の値上がりが激しく、価格転嫁が進んでいないことに加えて、社会保険の適用拡大されることもあり、中小企業は賃上げの環境が整っていない。

<金額提示>

- ①28 円引き上げ（資材費等の高騰に価格転嫁が追い付いていない状況を加味したもの）
- ②36 円引き上げ（現行の特定最賃に 2024 年連合栃木春闘結果の 99 人規模の賃上げ率 3.65%をかけたもの）

3 その他

次回開催日を確認した。

令和6年10月8日（火）13時30分～

第2回栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会